

令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R4-22)

施策名	目標5-3 野生生物の保護・管理				
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止を図る。				
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復、野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止、外来種等による在来種や生態系への影響の防止を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	5,664	3,472	3,537	2,476
	補正予算(b)	2,400	2,300	2,300	確認中
	繰越し等(c)	▲ 1,938	253	2,387	
合計(a+b+c)	6,126	6,025	8,224		
執行額(百万円)	5,225	5,169	確認中		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)				

測定指標	国内希少野生動植物種の指定数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	
		-	207種	270種	309種	427種	442種	700種	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	国内希少野生動植物種のうち新たに科学的に絶滅と判定された種数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	- 年度	
		-	0種	0種	0種	0種	0種	0種	○
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	
		-	0.0004頭	0頭	0頭	0頭	0頭	0頭	○
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	ヒアリの定着地点数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	
		-	0地点	0地点	0地点	0地点	0地点	0地点	○
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		推定の中央値ニホンジカ310万頭、イノシシ121万頭 ※令和4年度に算出	ニホンジカ309万頭、イノシシ105万頭	ニホンジカ308万頭、イノシシ98万頭	ニホンジカ301万頭、イノシシ85万頭	ニホンジカ291万頭、イノシシ72万頭	-	平成23年度比で半減(ニホンジカ155万頭、イノシシ60万頭)	-
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
年度ごとの目標値			-	-	-	-	-		

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

＜絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存＞

・国内希少野生動植物種について、令和4年度に新たに15種を追加指定した。
・レッドリストについては、令和6年以降の第5次レッドリストに向けた作業を進めている。
・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。令和5年1月までに指定された国内希少野生動植物種442種のうち、75種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動物園と連携した生息域外保全に取り組んでいる。
・例えば、トキの保護増殖事業では、佐渡における野生復帰が順調に進んだことから、複数の地域個体群の形成に向け、事業区域を全国へと変更するなど、保護増殖事業の取組を着実に推進した。また、ライチョウの保護増殖事業では、ライチョウが絶滅したとされる中央アルプスでの個体群復活に向け、野生のライチョウ家族を動物園に移送し、繁殖させて野生に戻す取組を実施した。

＜鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化＞

・平成26年の鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業等に基づき、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化を進めており、両種ともに生息頭数は平成26年度をピークに減少傾向にあると推定されている。このことから、野生鳥獣による農林水産業、生態系等への被害の防止に寄与していると考えられる。

＜遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞

・外来生物法に基づき、特定外来生物である156種類について飼養等の規制を行っている。特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、令和4年度には合計49箇所環境省直轄での防除事業や関係機関との連携強化を実施した。島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。特にマングースについては、奄美大島では令和2年度以降、捕獲のない状態が続いており、令和7年度末までの根絶確認に向けてモニタリング等を行っているところである。また、沖縄島北部地域においてはヤンバルクイナの生息域南部での分布拡大傾向が見られるなど希少種の分布域拡大が確認できている。

・平成29年6月に国内で初確認された特定外来生物のヒアリについては、令和4年度も引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である全国港湾で調査を行い、発見した個体をすべて防除しており、これまでのところ我が国への定着は阻止できている。令和元年10月の東京港、令和2年9月の名古屋港、令和3年9月の大阪港及び令和4年10月の福山港で大規模な集団が確認されたことを踏まえ、同港での防除及び調査を重点的に実施するとともに、全国港湾の状況を点検し必要な追加調査を実施した。また、同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら改訂を行うとともに、対面及びオンラインでヒアリ対策の講習会を実施し自治体や港湾管理者等への知見の普及を図った。国民からの情報提供や相談の窓口として引き続きヒアリ相談ダイヤルを運営するとともに、令和元年7月から行っているチャットボットによる自動相談受付を引き続き実施した。

・令和4年5月に改正外来生物法が成立し、ヒアリなど意図しない導入に関する対策の強化、アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備及び地方公共団体など各主体との防除の役割分担の明確化等により防除体制が強化された。本改正に基づき令和4年11月にヒアリ類について要緊急対処特定外来生物に指定する政令の公布、令和4年11月にアメリカザリガニ及びアカミミガメについて、一般家庭等での飼養等や無償での譲渡し等を適用除外とする形で特定外来生物に指定する政令の公布を行った。

・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(令和4年度は19件承認)。また、遺伝子組換え生物等に関する国内外の情報収集やウェブサイト(J-BCH)による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうちカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知(平成31年2月8日付け)を踏まえて関係省庁が定めた具体的な手続に基づき、当該生物に係る情報提供書等の受付と公表を実施した(令和4年度は4件公表)。

評価結果

目標達成度合いの測定結果

(判断根拠)

	<p>＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存という目標は着実に進展しており、施策の方向性は妥当と考えている。その上で、環境省レッドリストで絶滅危惧種と評価した種は3,772種となっており、引き続き目標値の達成に向けて国内希少野生動植物種の新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多く、国内希少野生動植物種の新規指定と連動して保護増殖事業計画の新規策定を進めている。 <p>＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化について、鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあり、目標に向けた施策の方向性は妥当と考えているが、依然として生態系等への被害が深刻であり、引き続き、捕獲強化による生息頭数の減少に努めていく必要がある。 <p>＜遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え生物の使用については、カルタヘナ法に基づき生物多様性影響が生ずるおそれがないことを確認した上で使用を認めることとされており、引き続き、同法に基づき的確に実施する必要がある。また、国内法の適切な実施のため、カルタヘナ議定書締約国会議等に積極的に参画し、情報収集や意見交換を行うことが必要である。 ・侵略的な外来生物への対策は着実に進んでおり、施策の方向性は妥当と考えているが、外来生物法に基づく規制や特定外来生物の防除により、生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もある。また、近年は世界的な物流の増加により特に非意図的に侵入する外来生物による影響が増加していることから、外来生物法の改正及び令和4年10月に公布された特定外来生物被害防止基本方針（以下、基本方針）を踏まえつつ、引き続き施策を継続することが必要である。
<p>評価結果</p> <p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、引き続き重要であるため、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の指定を適切に進めるとともに、保護・増殖による種の保存を推進していく。 <p>＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。 <p>＜遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え生物による生態系への影響を防止するため、引き続き、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用の承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱い（平成31年2月8日付局長通知）については、関係省庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。 ・侵略的な外来生物による生態系への影響を防止するため、限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施し、引き続き、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、外来生物法の改正及び基本方針に基づき、国による効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」の改定を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を行い、外来生物による被害の防止を推進していく。 <p>【測定指標】</p> <p>＜国内希少野生動植物種の指定数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであり、引き続き指標を設定する必要がある。2022年度に策定された生物多様性国家戦略2023-2030の目標設定も踏まえ、指定種数だけではなく、絶滅危惧種の生息・生育状況も反映した指標とするため「絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合」と指標を変更する。 <p>＜国内希少野生動植物種のうち新たに科学的に絶滅と判定された種数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに種の絶滅が生じないようにする目標に対する測定指標として、引き続き指標を設定する必要がある。昆明・モンリオール生物多様性枠組における方向性も踏まえ、絶滅危惧種全体の状況を測るため「絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合）」と指標を変更する。 <p>＜奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数（1000畝日当たりの捕獲数）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年度以降、2万頭以上を捕獲し、マンガースの生息密度の減少・低密度化を実現した。マンガースの生息は平成30年4月以降、一切確認されておらず、アマミノクロウサギ等の希少種の回復傾向が見られている。令和7年度末には、奄美大島におけるマンガース根絶を科学的に判断する必要があるため、根絶確率の算出等の手法の検討を令和4年度末までに完了したところである。その「根絶の科学的な判断」に必要であるため、探索犬やわな等により把握される本指標は適当であり、引き続き、現指標を目安として取組を実施していく。 <p>＜ヒアリの定着地点数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリは全国の港湾等における「定期的な調査」及び「確認地点における迅速な防除」を行うことで、定着を阻止するという目標を達成している。ヒアリは、侵略的外来種の中でも特に注意が必要な種として、外来生物法による「要緊急対処特定外来生物」に指定されており、国民への被害が甚大なことを鑑みて、特に優先的に対策をすることが必要な種であることから、本指標は適当であり、引き続き、現指標を目安として取組を実施していく。 <p>＜ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値（全国）を平成23年度比で半減＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあるが、依然として生態系等への被害が深刻であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。 ・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されるよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。 ・改正種の保存法の施行(平成30年6月1日)を踏まえ、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。 ・特定外来生物の指定については、専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った他、各地の防除事業の実施に当たっても、検討会を開催するなどして有識者の知見を活用した。 ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であって、従来の規制に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物についても、その使用等に先立ち使用者に情報提供を求め、学識経験者の意見聴取会合により確認を行った。 ・令和3年度の鳥獣保護管理法基本指針改定に当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>環境省レッドリスト2020・環境省版海洋生物レッドリスト・平成2930年度鳥獣関係統計・根絶確認及び防除完了に向けた奄美大島におけるファイリマングース防除実施計画（令和3年度～令和7年度）</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局 野生生物課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>中澤圭一(野生生物課長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>
--------------	------------------------	---------------	---------------------	-----------------	---------------